主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士庄司進一郎の上告理由は別紙のとおりである。

論旨は、原判決に理由齟齬があり、その事実認定は経験則に反する旨を主張するのであるが、要するに、原審の専権に属する証拠の取捨、事実認定を非難するに過ぎない。上告理由第二点で憲法二九条違反を主張するのであるが、農地のいわゆる遡及買収は憲法二九条に反するものではなく(昭和三三年四月二五日第二小法廷判決、民事判例集一二巻六号九一二頁)、また、和解の結果上告人が耕作することになった農地についても、原判決認定の事情のもとでは遡及買収を違法とすべき理由はない。論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_